

財団法人 骨髄移植推進財団 第8回 常任理事会議事録

日 時： 平成23年11月17日（木）17：30～19：15

場 所： 廣瀬第一ビル 2階会議室

出席理事： 理事長： 正岡 徹

副理事長： 齋藤 英彦、伊藤 雅治

常任理事： 加藤 俊一、小寺 良尚、佐々木 利和、鈴木 利治、橋本 明子

事務局： 木村成雄（事務局長）、大久保英彦（広報渉外部長）、小瀧美加（移植調整部長）、坂田薫代（ドナーコーディネート部長）、五月女忠雄（総務部）、塚谷典子（総務部、議事録作成）

陪 席： 2名

〔議 事〕

1. 常任理事会の成立の可否

会議開始時、構成員8名のうち7名が出席しており、本常任理事会の成立が確認された。会議開始後、1名が参加した。

2. 議長選出

寄附行為第33条第6項の規定により、常任理事会の議長は理事長、副理事長又は常任理事の中から理事長が指名した者があたることとされている。正岡理事長が議長に選出された。

3. 議事録署名人の選出

議長から寄附行為第33条第7項で準用する第31条の規定による議事録作成のため、議事録署名人2名の選出が諮られ、全員異議なく加藤常任理事、佐々木常任理事を選出した。

4. 前回議事録確認

第7回常任理事会の議事録について確認し、本常任理事会後に鈴木常任理事より1ヵ所修正の指摘があった。

5. 審議・確認事項（敬称略）

（1）公益法人移行認定における「定款の変更の案」等の修正について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

9月26日に内閣府公益認定等委員会に公益財団法人の認定申請を行ったところ、「定款の変更の案」及び諸規定について、下記の修正を要する旨、指導があったので、修正したい。

まず、目的及び事業の第4条「事業」において、患者負担金等支援事業に該当する条文が見当たらず、「その他前各号に定める事業に関連する事業」にも含まれないため、新しく「低所得の患者への負担軽減措置を行うこと」という条文を設置するよう指導があり、改正した。

附則に移行登記時に就任する代表理事の氏名のみ記載していたが、移行登記時、業務執行理事と定める副理事長2名の就任が決定しているのであれば記載するよう指導があり、「業務執行理事は齋藤 英彦、伊藤 雅治とする。」の文言を追加した。

第6章・役員第31条「種類及び定数」第2項において、常務理事の定数の条文を「1名を常務理事として置くことができる」としていたが、移行登記時は常務理事が不在のため「1名以内」と改正することが妥当であるとの指導があり、改正した。

第7章・理事会第51条「議事録」第2項において、「議事録には理事長及び監事のうちから選出された議事録署名人2名が…記名押印する」としていたが、一般法人法第95条第3項では「出席した理事（あるいは代表理事）及び監事が記名押印しなければならない」とされているため、「議事録には出席した理事長及び監事のうちから」と改正する旨の指導があり、改正した。

これ以外に以下のような軽微な修正を行った。

- ・第26条第2項 「前項」を「前項前段」に改正
- ・第47条第2項 「前項前条」を「前項前段」に改正
- ・第50条第2項 「第43条」を「第33条」に改正
- ・第58条第2項 「及び第63条」を削除
- ・附則2・3行目 「第6条」を「第5条」に改正

また、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」については、以下の3点を改正した。

第2条第2項の常勤役員の定義について、「常勤役員とは職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者」としていたが、「週3日以上勤務する者をいう」と定めるよう指導があり改正した。

第5条の報酬について、「常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月職員給与の支給日に支払うものとする。非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする」の中で、支払先に「評議員」、該当する会議体に「評議員会」を追加するよう指導があり、改正した。

別表第5 評議員の報酬については、「ただし、これ以外の業務については、日当の上限を30,000円として理事会で別に定める」を、評議員会より下位にある理事会が評議員の報酬を定めることはできない、との指導があり削除した。

「賛助会費規程」については、第4条4項を設け、「会費合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に充てる」を追加した。寄附の募集にあたり、用途を指定していない場合は法令上、100%公益事業に使うこととされている。このため、法人会計に50%を配布することを規程に記載するよう指導があり、改正した。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われ、全員異議なく原案どおり承認された。

(主な意見)

《齋藤》 賛助会費を公益事業に50%、法人会計に50%配賦するとしているが、財務諸表上でそれがわかるようになっているのか。

《木村》 公益財団法人に移行すると、新・新会計基準に移行することになるので、配賦がわかるようになっている。

《加藤》 役員報酬規程の中で「評議員の報酬の年間総額は1,000,000円を超えないこととする」とあるが、ひとり当たりということか。

《木村》 評議員全員の年間総額が1,000,000円ということである。

(2) 休日出勤に関するルールの見直し(徹底)と賃金の精算について(案)

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

当財団では、現在休日出勤をして勤務を行う場合は事前に「休日出勤届」を提出し、次の3つのパターンで勤怠管理及び賃金計算を行っている。

①休日に7.5時間以上(就業規程に定める1日の所定労働時間)勤務する場合は、あらかじめ振替休日を4週間以内に指定し、7.5時間以上勤務した場合は超過分の賃金を支払う。超過分の賃金は休日を振り替えた平日の賃金で算定する。

②休日に4.0時間以上7.5時間未満勤務する場合は、4.0時間を代休とし、4.0時間以上7.5時間未満の超過勤務分は休日勤務の賃金で算定する(×0.35の割り増し)。

③休日に4.0時間未満の勤務する場合は、休日勤務の賃金で算定する(×0.35の割り増し)。以上のようなルールを定めていたところ、間違った運用が判明し、結果未払いの割増し賃金が発覚したため、ここにおいて、ルール運用の見直しと徹底、賃金の清算についてご審議をお願いしたい。

本来であれば「休日出勤届」に振替休日をあらかじめ指定するところが、休日を指定していない、もしくは指定した日に振替休日の取得をしていないといったケースが散見された。

この場合は、休日出勤扱いになるため、休日割増し賃金を支払わなければならない。が、割り増し賃金が支払われない状態で運用されている。

また、休日出勤を行い1週間の法定労働時間(37.5時間)を超えた場合の割増賃金(×0.25の割り増し)も発生するがその支払が行われていない状態で運用されている。

以上のような状況により、未払い賃金が2,517千円発生していることが判明した。

今後は、冒頭の休日出勤のパターンの中で、①の「7.5時間もしくはそれ以上勤務の場合」については、あらかじめ休日を振り替えその日に取得することを徹底し、同一月内においては前倒しで振替休日を取得することも可能とする。②と③の「7.5時間未満勤務の場合」については、「休日勤務扱い」及び「代休取得」とし、代休の取得の運用を徹底する。

未払い賃金については、時効にかからない2年間に遡り今年度の決算で清算することとしたい。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われ、全員一致で原案どおり承認された。

(主な意見)

《伊藤》 本件について問題になったのは、職員からの指摘か、あるいは労働基準局からの指導か。

《木村》 一部の職員からルールについての問題提起があった。

《正岡》 本件には制度上の問題と運用実態の問題のふたつがある。

《小寺》 部長は超過勤務の割り増し賃金の対象になるのか。

《木村》 財団では「主幹」「チームリーダー」以上が管理職扱いとなり、労働基準法では管理職であっても深夜勤務は割り増し賃金の対象となるとしている。休日出勤については割

増賃金を支払わなければならないとはしていない。が、財団では一般職員と管理職の給与体系に大差がなく超過勤務手当による賃金の逆転現象が起きることから、管理職にも休日出勤手当を支払っている。

《小寺》 部長がいないと業務が滞るため、振替休日を取得したくてもできないのではないのか。それによる不満の声はないのか。

《木村》 ないと思う。昨年より産業医を設置し、毎月衛生委員会を開催している。そこで、月 80 時間以上及び 3 ヶ月連続して 45 時間以上の残業をした職員については報告対象になるが、現在のところ報告対象者はいない。

6. 報告事項等（敬称略）

（1）理事・評議員の補充選任（案）について

木村事務局長より、標題の報告事項について、以下のような説明があった。

理事については寄附行為第 17 条の規定により、「理事及び監事は、評議員会において選任する。」こととされており、今回次のとおり、理事の選任（案）についてご報告する。

平石 富男 氏（日本放送協会 前秘書室長）の異動に伴い、北爪 秀樹（きたづめ ひでき）氏（日本放送協会 新秘書室長）を候補者としてたい。

また、評議員については寄附行為第 34 条第 2 項の規定により、「評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。」こととされており、次のとおり評議員の選任（案）についてご報告する。

笹井 康典 氏（全国衛生部長会 前会長）の異動に伴い、中沢 明紀（なかざわ あきのり）氏（全国衛生部長会 現会長）を候補者としてたい。

辻 伸治 氏（損保ジャパン 前常務執行役員）の異動に伴い、中島 隆太（なかじま りゅうた）氏（損保ジャパン 新常務執行役員）を候補者としてたい。

渡邊 光一郎 氏（生命保険協会 前会長）の異動に伴い、棚瀬 裕明（たなせ ひろあき）氏（生命保険協会 現理事事務局長）を候補者としてたい。

なお、以上の補充選任については、12 月 1 日の臨時理事会、臨時評議員会に諮ることとしてたい。

（2）中間決算報告

木村事務局長より、標題の報告事項について、以下のような説明があった。

平成 23 年度の中間決算についてご報告する。

来年、当財団は特例民法法人から公益法人に移行する予定であるが、それに伴い会計基準も新会計から新・新会計に変更になる。

このため、中間決算書類でも新・新会計基準で作成している。新・新会計では、「公益目的事業」と「法人会計」に分類し、公益目的事業をさらに「普及啓発事業（公 1）」、「連絡調整等事業（公 2）」、およびいずれの事業にも係る「共通」に分類している。法人会計は公益事業に関わらない財団運営のための事業である。

今期の事業活動収入における寄附金収入については、大口の寄附があったため 62,526 千円と前年同期より増収になっている。医療保険財源収入については、前年同期比 950 千円増収で、移植件数で見ると 9 月末時点で 618 件と前年同期と比較して 1 件増になっている。

この結果、事業活動収入の合計額は 512,696 千円となった。ただし、現時点で国庫補助金が未入金である。

支出については、新・新会計に対応しているため、事業費支出は普及啓発事業費と連絡調整等事業費に集約している。事業活動支出は合計で 667,686 千円、前年同期比で 27,168 千円の減額になり、当期収支差額は 153,863 千円となり前年度比で 45,620 千円減となっている。

この主な要因は、コーディネート支援システムの保守管理費用の中に含まれていた派遣社員の人件費 1,200 万円が削減されたこと、常務理事が不在のための人件費削減によるものと考えられる。

下期の特記事項としては、検体保存事業の費用が下期にまとめて請求されること、ゴールドマンサックス社から約 31,500 千円が寄附されること等がある。移植件数が今後、下期も同様に推移していくとすると、今期の決算では収支相償になると考えられる。

(主な意見)

《齋藤》 新・新会計を見ると収入、支出が事業ごとに分類されているが、収入から支出の流れがわからない。公益目的事業のみ会計上分類することは可能か。

《木村》 不可能であると考ええる。

《正岡》 震災による移植件数の影響はあったか。

《加藤》 ほとんど影響はなかった。2 件はさい帯血移植に移行した。

《正岡》 ゴールドマンサックス社からの寄附金の「松隈基金」について、対外的な説明は必要か。

《木村》 先方の希望では決算の財務諸表に基金の名前が入っていればよいとのことである。次回の常任理事会で「松隈基金」の規程をお諮りする予定である。

(3) 平成 24 年度 コーディネーターの認定・委嘱審査について

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の報告事項について、以下のような説明があった。

現在、活動中のコーディネーターの認定・委嘱期間は平成 24 年 3 月末日に満了となる。これまで認定期間は 6 年、委嘱期間は 2 年であったが、コーディネーターの意見等をヒヤリングして調整を行い、平成 21 年 10 月 22 日の常任理事会にて承認いただいたとおり、平成 24 年度より認定・委嘱期間はいずれも 5 年に変更になる。

11 月 1 日現在で対象となるのは、活動中のコーディネーターが 151 人、活動休止中のコーディネーターが 17 人、計 168 人である。

コーディネーター委嘱審査会議の審査委員は、小林正夫（広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児科学 教授）、大木桃代（文教大学人間科学部心理学科 教授）、木村成雄（事務局長）、坂田薫代（ドナーコーディネート部長）、川原順子（指導研修チーム チームリーダー）の計 5 名。

活動中のコーディネーターについては、自己申告書、小論文をドナーコーディネート部へ提出する。活動休止中のコーディネーターは、自己申告書に今後の活動再開見込みについて

記入のうえ、ドナーコーディネート部へ提出する。

また、地区事務局代表者（副代表/代表代理）は、コーディネーター活動状況報告書をドナーコーディネート部へ提出する。

11月に以上の書類を提出していただいたあと、2月3日にコーディネーター移植審査会議を行い、2月下旬に常任理事会への報告を行う予定。なお、別紙資料の「コーディネーターの認定と委嘱について」に認定取り消し、活動休止に関する詳細を記載している。

（主な意見）

《正岡》 コーディネーターへのクレームや不満への対応方法も審査の対象となるのか。

《坂田》 そうした事項も活動状況報告の特記事項に記載し、審査の対象とする。

（４）調整医師の新規申請・承認の報告

坂田ドナーコーディネート部長より、平成23年10月14日～平成23年11月9日の期間で、6名の医師が新規に申請され承認された結果、調整医師総数は1038名となった、との報告があった。

（５）非血縁者間末梢血幹細胞移植診療科・採取施設認定について

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の報告事項について以下のような説明があった。

平成23年11月10日現在、全国で33施設から新規認定申請があり、1施設が辞退した結果、以下の32施設については施設訪問、審査ともに完了した。

現状のPBSC Tについてご報告すると、今年10月よりコーディネート対象の条件を緩和し拡大した結果、現在、PBSCのコーディネート対象となったのが48件で、そのうち28件が進行中。うち、確認検査を実施済みが6件、確認検査予約中が2件である。

（６）2011年 NMDP 年次総会報告ならびに 2011年 WMDA 秋季会議報告

加藤常任理事、小瀧移植調整部長より、標題の報告事項について以下のような説明があった。

（加藤常任理事）

このたび、11月2日と3日、ミネアポリスで開催されたWMDA（世界骨髄バンク機構）の秋季会議に参加し、総会で日本の震災とJMDP（全米骨髄バンク）への影響について発表を行ったのでご報告したい。

JMDPでは結果的に、震災による影響はほとんどなく、施設が被害に遭い移動して別の施設で移植を行った事例はあったが、震災により移植を断念した事例はなかったと報告した。

さい帯血バンクについては、宮城さい帯血バンクの事務局の被害の様子を報告した。

宮城さい帯血バンクに設置していた液体窒素タンクは、ベルトでタンクを固定しており、キャスターが耐震の役割を果たしたおかげで被害には合わなかった。

2011年9月までの非血縁者の移植件数については、骨髄移植、さい帯血ともに前年度と同程度の推移を示しており、さい帯血は前年度比で若干、増加傾向にあるため、来年にはさい帯血が骨髄移植数を上回ると予想している。

双方の件数の2010年と11年の2年間の推移を詳細に見ていくと、2011年3月、原因は不

明だがさい帯血の移植件数が突出していたため、骨髄の件数が下回る結果となった。ただし、10月、11月においては、骨髄、さい帯血とも前年度とほぼ同数の実績になっている。以上のような報告を行い、各国の支援に対する謝意を表明した。報告中はWMDAの会場が静まりかえり、関心の高さがうかがえた。

(小瀧移植調整部長)

まず、WMDAについて報告する。

WMDA年次報告によると、2010年の移植連数は、骨髄が3,574件、末梢血幹細胞は9,248件、さい帯血は4,054件となっている。骨髄・末梢血の年間供給数ランキングは、1位がドイツ(骨髄1,018件、末梢血幹細胞4,613件)、2位がNMDP(骨髄733件、末梢血幹細胞2,025件)、3位が日本(骨髄1,208件、末梢血幹細胞1件)となっている。さい帯血の年間供給数ランキングは、1位がNMDP(1,665件)、2位が日本(1,057件)、3位がスペイン(342件)。

次に、ブラジルで発生した非血縁PBSCドナー死亡事例について報告され、すべてのバンクに対して注意喚起がなされた。さらに、重篤な有害事象の報告も行われた。それによると、提供ドナーで末梢血幹細胞ドナーの107例のうち、死亡例(1)、採取中の状態悪化等が報告された。採取に関する事例では、末梢血幹細胞では細胞数が少ないため、骨髄に切り替えた事例、運搬の遅延等が報告された。骨髄では、ドナーからの感染症やB型肝炎発症の疑いがあった事例等が報告された。

このほか、タイの洪水被害に関してバンクオフィスを含め影響がないこと等が報告された。また、ドナー募集における各国の様々な取組みが報告された。

次に、11月3日から5日まで開催された、NMDP年次総会についてご報告する。

NMDPでは、設立25周年にあたり、移植件数累計5万件達成を目標にしている。2010年の非血縁者間移植数は、約5000件。51歳以上の患者の移植が急激に増加しているとのこと。

NMDPでは、一昨年よりコーディネート期間短縮のためのプロジェクト「フェニックス」が実施されており、今後は患者登録から移植までの日数を50日以内とすることを目標にする。

具体的な施策として、ドナーセンター間で競い合う、ドナーに手紙とメールを送りコーディネートの流れについて情報提供する等が報告された。

また、移植件数が増加していることを受けて、医師、看護師のマンパワーを確保するためのワーキンググループが設置され、今後、体制の強化に取り組んでいく。

FDA(全米食品医薬品局)では、感染症の伝染による被害拡大を防止するため、さい帯血保存機関の登録免許制度を設けており、海外のバンクの輸出入の際にも登録が必要であることが報告された。

(加藤常任理事)

WMDAでは、ブラジルで発生した死亡事故について、深刻な問題として議論された。

カテーテルの扱いについて各国から報告、議論され、今まで安易な取扱いをしていたことに対して反省し、今後は慎重に行うこととしていた。

また、各国ともドナーへの普及啓発活動にツイッター等のITツールを駆使しており、若年層のリテンションを向上させるためにどう活用していくかが議論された。日本でも今後、検討が必要になるのではないかと考える。

災害時の対応については、日本の震災やタイの洪水を目の当たりにして、各国とも共通する現実的な問題であり、十分な備えがないことが明らかになった。今後もWMDAにおいて、各国の災害対策のあり方や、資料の保存方法について議論していくこととなった。

(主な意見)

《正岡》 WMDAでは移植成績は問題になったか。

《加藤》 WMDAでは移植医は参加しないため、成績の報告はない。

《小寺》 NMDPは移植件数累計を国内で5万件を目標にしているのか。

《小瀧》 そうである。全米では年間で5000から6000移植が実施されている。

《正岡》 日本ではさい帯血を合わせて全体で約4500件の実績。アメリカの人口は日本の2倍程度と考えると、目標値は高いと言える。

(7) 募金報告

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があった。

平成23年度10月の寄付実績は総数で352件、総額で約557万円。累計で見ると10月末現在で約7743万円、前年度比で117%となった。件数では、5262件、前年度比で97.5%という結果になっている。7月にあった大口寄付を除くと、累計金額は前年度比65%を推移している。今年度は、1億5000か6000万円くらいの総額になるのではないかと予想している。

(8) 20周年記念事業の進捗状況について

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があった。

12月17日(土)、13時より東商ホールにおいて「骨髄バンク20周年記念全国大会」が開催される。

第1部は、正岡理事長のご挨拶のあと、来賓の小宮山洋子厚生労働省大臣、野田聖子骨髄バンク議員連盟会長の挨拶と続き、関係者への感謝状の贈呈を行い終了する。

第2部は14時45分から、齋藤副理事長より骨髄バンク「20年の歩み」をご講演いただき、慶應義塾大学教授、浅野史郎さんの講演、その後、トークショーを行う。16時30分ごろ終了予定。

(9) 「本邦における非血縁者間末梢血幹細胞採取と骨髄採取のドナーへの影響に関する観察研究」への協力に関する財団からの費用の拠出について

坂田ドナーコーディネイト部長より、標題の報告事項について、以下のような説明があった。

幹細胞提供に伴うドナーの安全確保の観点から、厚生労働科学研究・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業「非血縁者間同種末梢血幹細胞移植開始におけるドナーおよびレシピエントの安全性と移植成績向上に関する研究」班において、「本邦における非血縁者間末梢血幹細胞採取と骨髄採取のドナーへの影響に関する観察研究」をアンケート形式で実施する件

について、前回の常任理事会でご承認いただいた。

その際、アンケート用紙発送に係る郵送料・印刷費の一部費用を財団が負担する件について、本研究には厚生労働科学研究費が拠出されていることから、財団が費用を負担する際、会計費用の科目と名目が法令違反にならないよう、検討するようご指示があった。

後日、研究班の班長から国に確認をとったところ、研究班の報告書にその旨記載すれば、財団が研究に関する一部費用を負担することは問題ない、との回答だったことをご報告させていただく。

7. 今後の予定

今後の日程について、以下のとおり開催することが確認・決定された。

「臨時理事会」	2011年12月1日(木) 15:00～ 廣瀬第2ビル地下会議室
「第9回常任理事会」	2011年12月8日(木) 17:30～ 廣瀬第1ビル2階会議室
「20周年記念式典」	2011年12月17日(土) 13:00～ 東商ホール